

災害弔慰金の支給等に関する条例改正

問

条例改正は、近年の地球温暖化も含め、天災等の被害が増加していることに関係あるのか。

答 (福祉課)

附則に平成23年3月11日以後に生じた災害によりと謳われており、阪神淡路大震災の時も、この兄弟姉妹について議論された。今回も日本弁護士連合会から兄弟姉妹も相続権があるため、遺族の支給対象者に含むべきであるとの要請があり、対象となった。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正

問

要綱等は作成する予定

なのか、また、罰則規定の適用及び周知方法は。



持ち去られる資源ごみ

答 (市民生活課)

要綱は、現在作成中であり、伊予警察署と細部について打合せ等を行うことになっている。

告発については、かなりの準備が必要であり、まずは口頭で注意し、その後、警告文書を手渡すことを考えている。

周知については、市の広報による周知のほか、ごみステーションへの看板設置を検討している。集積場所により看板の大小等いろいろなパターン

が必要であり、表示内容についても現在検討中で、設置については、1月以降と考えている。

罰則規定の適用については、生活困窮者も指導対象にはなるが、生活相談には乗っていく。

スポーツ基本法施行に伴う条例改正

問

これにはスポーツ指導員も含まれるのか。また、スポーツ推進委員の人数及び選任方法は。国・県の補助はあるのか。

答 (社会教育課)

スポーツ振興法で謳われている体育指導委員がスポーツ推進委員に名称変更されるもので、スポーツ指導員は公益財団法人日本体育協会の指導者養成制度であるので、今回の改正には該当しない。

人数は本庁地区16名、中山地区6名、双海地区8名、計30名である。選任方法は、中山地区・双海地区では、公民館単位で、本庁地区では、委員が退任した場合に所属地域から後任者を選任する。



リーフレット (文部科学省作成)

国体等の大きなスポーツイベントに対しての補助はあるが、委員報酬、研修会等については、市の負担である。

自立支援給付費の備品購入費は

問

事業内容と購入品目は。

答 (福祉課)

市が購入し、なぎさ園内の伊予市障害児児童タイムケア事業所と伊予市手をつなぐ育成会へ貸与するものである。

タイムケア事業所は、パソコン一式、事務機、遊具、デジタルカメラ等、育成会は、テーブルセット、食器棚、マット等を予定している。

また、貸与年数及び補修については、貸与期間は定めていない。補修・修理は事業所等での負担とするよう業務委託契約に明記する予定である。